



コラム「女神の教室」

2023年3月6日

ドラマ「**女神（テミス）の教室**」で、北川景子さん演じる法科大学院教員の柊木先生が「法律は生きている。誰かの思いで変わっていく」と生徒に語るシーンがありました。

税法も生きています。

税法は、大化の改新以降、そのときの経済、人口、環境等様々な社会変化を勘案し、**毎年改正**します。そして、その**立法趣旨や制度趣旨を学ぶと、税法はとても調和のとれた法律**と感じます。

「会社が持っている株式の配当金については、持株割合により益金割合が異なる。」

→ 投資目的であれば利回りの成果なので課税、グループ会社であれば二重課税になるので非課税、といった理屈。

「持っている未上場株を発行法人に売却したら、株の譲渡税でなく配当所得となる。」

→ 自己株式の取得と利益の配当との整合性を図るため。

「自分の会社に、含み益のある土地を遺贈する旨の遺言を作成し、それが相続により実行された場合、被相続人に譲渡所得税が生じる。」

→ 値上がり益が無制限に延期されることを防止するため。（シャウブ勧告）

私の受験時代の先生は、税理士の実務もやられていた方なので、こういった税制の趣旨や背景を説明してくれたおかげで、理解が進んだことを思い出しました。



SEKIGUCHI